

諮問日：令和5年3月8日（諮問第130号）

答申日：令和6年5月30日（答申第128号）

事件名：児童手当法に基づく特例給付支給事由消滅処分についての審査請求事件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和4年8月9日付で行った児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定に基づく特例給付支給事由消滅処分について取消しを求める審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

### 第2 事案の概要

- 1 審査請求人世帯は、審査請求人、妻および子の3名で構成されており、審査請求人は、令和4年5月分まで、児童手当法に基づく特例給付の支給を受けていた（乙第1号証および乙第2号証）。
- 2 令和4年5月11日、処分庁は、審査請求人に対し、令和4年6月から児童手当制度が一部変更になり、特例給付の支給に係る所得上限額が設けられる旨通知した（乙第3号証および乙第4号証）。
- 3 令和4年6月1日、処分庁は、審査請求人の令和3年中の所得情報を取得した。
- 4 令和4年8月9日、処分庁は、審査請求人に対し、児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した（通知書番号：〇〇〇〇第〇〇〇〇号、甲第1号証および乙第5号証）。
- 5 令和4年8月24日、審査請求人は、滋賀県知事に対し、本件処分の取消しおよび児童手当の支給を求める審査請求をした。

### 第3 関係する法令等の規定

- 1 児童手当法（以下「法」という。）

#### (1) 第1条（目的）

この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

(2) 第4条（支給要件）

- 1 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。
  - 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
    - イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）
    - ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）
- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(3) 第5条

- 1 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(4) 第7条（認定）

- 1 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係る

ものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

(5) 第8条（支給及び支払）

- 1 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。
- 2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 4 児童手当は、毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(6) 附則第2条（特例給付）

- 1 当分の間、第4条に規定する要件に該当する者（第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第18条第4項各号に定める者の負担による給付を行う。
  - 2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、5千円に第4項において準用する第7条第1項又は第3項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。
  - 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。
  - 4 第6条第2項、第7条第1項及び第3項、第8条から第11条まで、第12条第1項、第13条から第22条まで（第18条第1項、第2項及び第6項を除く。）、第23条から第29条まで（第26条第2項を除く。）並びに第30条の規定は、第1項の給付について準用する。（後段省略）
  - 7 第1項から第5項までに定めるもののほか、第1項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第5項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 2 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）
- (1) 第2条（法第5条第1項に規定する所得の範囲）

法第5条第1項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(2) 第3条（法第5条第1項に規定する所得の額の計算方法）

- 1 法第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。
- 2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
  - 一 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相

当する額

- 二 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者 1 人につき 27 万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40 万円）
- 三 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する控除を受けた者 27 万円
- 四 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の 2 に規定する控除を受けた者 35 万円
- 五 地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する控除を受けた者 27 万円

(3) 第 7 条（法附則第 2 条第 1 項の政令で定める額）

法附則第 2 条第 1 項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び同項に規定する児童（以下この条において「児童」という。）がないときは 858 万円とし、扶養親族等又は児童があるときは 858 万円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき 38 万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 44 万円）を加算した額とする。

(4) 第 8 条（法附則第 2 条第 1 項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法）

第 2 条の規定は法附則第 2 条第 1 項に規定する所得の範囲について、第 3 条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用する。

(5) 第 9 条（前年又は前々年の所得を用いる区分）

法附則第 2 条第 3 項のいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、次のとおりとする。

- 一 1 月から 5 月までの月分の給付については、前々年の所得
- 二 6 月から 12 月までの月分の給付については、前年の所得

3 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

(1) 第 313 条（所得割の課税標準）

所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

(2) 附則第 35 条（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

- 5 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 32 条第 1 項に規定する譲渡所得（同条第 2 項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第 313 条第 1 項及び第 2 項並びに第 314 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 8 項第 3 号の規定により読み替えて適用される第 314 条の 2 の

規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2)に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

#### 4 所得税法(昭和40年法律第33号)

##### 第28条(給与所得)

- 1 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。
- 2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。
- 3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

五 前項に規定する収入金額が850万円を超える場合 195万円

#### 5 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

##### 第41条の3の3(所得金額調整控除)

- 1 その年中の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものに係る総所得金額を計算する場合には、その年中の給与等の収入金額(当該給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

#### 6 行政不服審査法(平成26年法律第68号)

##### 第46条(処分についての審査請求の認容)

- 2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
  - 一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
  - 二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

#### 7 行政手続法(平成5年法律第88号)

##### (1) 第2条(定義)

- 四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかに

するために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(2) 第14条（不利益処分の理由の提示）

1 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 （省略）

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

#### 第4 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

###### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、児童手当を支給するとの裁決を求める。

###### (2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の令和3年の所得が所得上限額を超えていたため、〇〇〇〇市より「児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書（〇〇〇〇第〇〇〇〇号）」の処分を受けた。

イ しかしながら、児童の保護者である審査請求人は令和4年6月末に勤めていた会社を退職し、8月24日時点で失業状態となっている。

雇用保険の給付制限により7月、8月、9月（28日まで）の収入はゼロの状況。

9月29日より雇用保険を受給できる見込みとなっているものの、昨年度の所得に応じた過大な健康保険、住民税を支払う必要があり、児童手当法 第一章 第一条「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。」を満足できない状況。

ウ 以上の点から、本件処分の取り消しおよび、児童手当の支給を求めるため、本審査請求を提起した。

##### 2 処分庁の主張

(1) 児童手当法第5条では、児童手当について、「支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同

一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに父又は母の扶養親族等でない児童（以下「児童」という。）で前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて政令で定める額（所得制限限度額）以上であるときは、支給しない。」とされており、その具体的な額（『児童手当』として支給される者の所得制限限度額）については、児童手当法施行令第1条に定められている。

また、前述の所得制限限度額以上の受給資格者には、児童手当法附則第2条に基づく、特例給付が支給されるが、令和4年6月1日施行の児童手当法および児童手当法施行令の改正により、令和4年10月支給分（令和4年6月から令和4年9月分）から、その所得が一定の額未満の者に限り特例給付を支給する措置が講じられている。その具体的な所得額（所得上限額）については、児童手当法施行令第7条に規定されており、扶養親族等及び児童がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは1人につき44万円）を加算した額である。

特例給付の支給判定に用いる所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当の支給判定に用いる所得の範囲及び所得の額の計算方法と同様であり、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定によることとし、それぞれの規定を準用するよう児童手当法施行令第8条にて定められている。

特例給付の所得要件に該当するか判定する際に用いる所得について、児童手当法施行令第9条に基づき、令和4年6月分からは令和3年中の所得により判定している。

- (2) 審査請求人の令和3年中の控除前所得10,556,392円、控除後所得10,376,392円、扶養親族等の数2人であることから、所得制限限度額6,980,000円、所得上限額9,340,000円となる。

したがって、児童手当法施行令第7条にて定められている額を超えていることから、児童手当法附則第2条の要件に該当しないため、本件処分を行ったものである。

- (3) 審査請求人は令和4年6月末で会社を退職し、収入がゼロであることを審査請求の理由として挙げているが、令和4年6月分から令和5年5月分までの児童手当・特例給付の支給の可否を判断する所得は、児童手当法施行令第9条の規定により、令和3年中の所得であり、令和4年1月以降の所得状況の変化については、支給の可否に何ら影響しないものである。
- (4) 審査請求人は児童手当法第1条に定める目的を満足できないと主張しているが、同規定は児童手当制度の目的を規定したものであって、支給にあたって受給資格者の個別の事情を考慮するよう求めている規定ではない。
- (5) したがって、本市が児童手当・特例給付の支給の可否を判断するにあたって、審査請求人の令和3年中の所得を用いたことは法令の規定に沿った適正な運用であり、本件処分については、何ら誤りのないものである。



## 第5 審理員意見書の要旨

### 1 意見の趣旨

- (1) 本件審査請求のうち、処分庁〇〇〇〇市長が行った児童手当法の規定に基づく特例給付支給事由消滅処分（令和4年8月9日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号）について取消しを求める部分は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。
- (2) 本件審査請求のうち、児童手当の支給を求める部分は、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

### 2 理由

#### (1) 本件処分の取消しについて

ア 法附則第2条第1項は、法第5条第1項の規定により児童手当が支給されない者のうち、所得が一定の額未満の者に対しても、当分の間、特例給付の支給を認めている。

そして、法附則第2条第1項は、特例給付が認められる所得の上限額について、同条第3項は、同条第1項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法ならびにいずれの月分の給付について前年または前々年の所得を用いるかの区分についての定めをそれぞれ政令に委任している。

#### イ 具体的検討

##### (ア) 所得の上限額について

特例給付が認められる所得の額は、扶養親族等（法第5条第1項に規定する扶養親族等をいう。）または児童（法附則第2条第1項に規定する児童をいう。）があるときは858万円に当該扶養親族等または児童1人につき38万円を加算した額未満の額となる（令第7条）。

扶養親族等2人がいる審査請求人世帯についてこれをあてはめると、下記により認定される審査請求人の所得が934万円未満であれば、特例給付の支給要件を満たすこととなる。

##### (イ) 前年または前々年のいずれの所得を用いるか

本件処分は、特例給付の支給事由が消滅した日を令和4年5月31日としており、同年6月分以後の特例給付の支給要件について判断しているものである。

この点、令第9条第2号によれば、いずれの月分の給付について前年または前々年の所得を用いるかの区分につき「6月から12月分までの月分の給付については、前年の所得」を用いることとされている。

したがって、本件については、令和4年の前年である令和3年の所得を用いて特例給付の支給要件を満たすかを判断することとなる。

##### (ウ) 審査請求人の令和3年の所得の額

特例給付の支給要件に係る所得の計算方法については、令第8条において準用する令第3条の規定に従うこととなる。

a 市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額

審査請求人の令和3年の給与収入は、1,241万4,979円である（審査請求人提出の「審査請求の理由の補足説明資料」および乙第2号証）。

上記の審査請求人の令和3年の給与収入から所得税法第28条第3項第5号の規定により収入金額が850万円を超える場合に認められる給与所得控除額195万円、租税特別措置法第41条の3の3第1項に規定する収入金額が1,000万円を超える場合に認められる所得金額調整控除15万円および令第3条第1項が定める10万円を控除した額は、1,021万4,979円である。

b 地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額

地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額は、24万1,413円である（乙第2号証）。

c 令第8条において準用する令第3条の規定により計算される額

aとbの合計額は、1,045万6,392円となり、当該額から令第3条が定める8万円を控除した額は、1,037万6,392円となる。そして、この額が特例給付の支給要件を判断する上での審査請求人の所得の額となる。

ウ 支給要件と所得の額との比較

上記イ（ア）のとおり、審査請求人の世帯構成をもとにした特例給付の支給要件は所得の額が934万円未満であるのに対し、上記イ（ウ）cのとおり、対象となる審査請求人の所得の額は1,037万6,392円であり、934万円以上である。

したがって、審査請求人については所得の額の上限を上回っており、特例給付の支給要件を満たさない。

エ その他、本件処分に違法または不当な点は認められない。

(2) 児童手当の支給を求める部分について

審査請求人は、請求の趣旨として、本件処分を取り消すことのほか、「児童手当を支給する」との裁決を求めている。なお、審査請求人が支給を受けていたのは法本則の児童手当ではなく法附則に基づく特例給付であるが、ここでいう「児童手当」は特例給付のことであると解することとする。

行政不服審査法第46条第2項には、申請拒否処分の取消しとともに審査庁がとる措置についての規定があるが、この措置は、裁決とは別に処分庁の上級行政庁である審査庁が処分庁に当該措置をすべき旨を命ずる行為または処分庁である審査庁自身が当該申請を認容する処分を行うことを要し、これを裁決それ自体において行うことはできない。

したがって、行政不服審査法第46条第2項によっても、「児童手当を支給する」との裁決をすることはできないのであるから、児童手当の支給を求める部分について

は、行政不服審査法上、適法にすることのできない裁決を求めるものであり、不適法であるから却下されるべきである。

なお、裁決とは別途に、行政不服審査法第46条第2項による措置をとるべきかについては、本件処分は申請に対する却下または棄却の処分にはあたらないこと、上記(1)において述べた通り本件処分について「全部又は一部を取り消す場合」にはあたらないこと、本件審査請求における審査庁である滋賀県知事は処分庁である〇〇〇〇市長の上級行政庁または処分庁にはあたらないことから、当該措置をとるべきとは認められない。

### (3) 審査請求人の主張に対する検討

ア 審査請求人は、法では保護者の前年の所得によって、児童手当の支給、不支給を決定しているが、前年は所得が上限額を超えるような高額であっても、翌年失業することを想定していない法令である。そういった法令で想定されていないケースを補填するため、個別案件に応じて審査請求できるシステムとなっているのではないかと主張する。

この点、行政不服審査法に基づく審査請求は、行政機関が、その権限の範囲内において、現行の法令に照らして審査請求の対象となっている行政処分が違法または不当かを判断する制度である。これに対し、法令を改正して新たな権利義務を発生させることは立法により解決すべき問題である。

したがって、本件審査請求において、個別案件に応じて、法令で認められていない権利義務を創設することはできず、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ また、審査請求人は、児童手当の趣旨（目的）からすると、今回のケースでは客観的に見ても約90%以上の児童が受け取っている児童手当を支給すべきと考える旨主張する。

法は、「子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的としている（法第1条）。この法第1条の目的規定から、父母その他の保護者の子育てに対する第一義的責任と児童手当の支給による児童の健やかな成長の調整をどのように図るのかについては、一律に決することができず、その範囲は、法第2条以下の規定を通じて具体化されているところである。

このように、目的規定である法第1条から、直接、支給すべき範囲を確定することはできず、これを直接の根拠として、審査請求人の主張を認めることはできない。

3 よって、本件審査請求のうち本件処分の取消しを求める部分は、理由がないから、行

政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

また、本件審査請求のうち児童手当の支給を求める部分は、不適法であるから、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、却下されるべきである。

## 第 6 審査庁の裁決の考え方

- 1 処分庁〇〇〇〇市長が行った児童手当法の規定に基づく特例給付支給事由消滅処分（令和 4 年 8 月 9 日付け〇〇〇〇第〇〇〇〇号）について取消しを求める部分は、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却する。
- 2 児童手当の支給を求める部分は、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、却下する。

## 第 7 審査会の判断

### 1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

### 2 審査会の判断理由について

#### (1) 特例給付の支給要件について

ア 扶養親族等が 2 人いる審査請求人世帯において、特例給付が認められる所得の額は、「第 5 審理員意見書の要旨」の 2(1)イ（ア）にあるとおり、政令の規定から 934 万円未満である。

イ 支給要件の有無の判断に当たり、前年または前々年のいずれの所得を用いるかについては、「第 5 審理員意見書の要旨」の 2(1)イ（イ）にあるとおり、政令の規定から前年の所得を用いることになり、本件においては令和 3 年の所得を支給要件の有無の判断に当たって用いることになる。

ウ 審査請求人の令和 3 年の所得額については、「第 5 審理員意見書の要旨」の 2(1)イ（ウ）にあるとおり、1,037 万 6,392 円であり、特例給付が認められる所得の額の上限を上回っているため、支給要件を満たさないこととなる。

また、児童手当の制度上、本件のように一時的に所得が減った場合に給付がされるような特例等に関する規定はないため、退職により前年と比較して著しく所得が減少した場合であっても、児童手当法に基づく給付がされないことに違法または不当な点は認められない。

エ なお、審査請求書中の児童手当の支給を求める部分は、本件処分が取り消されることにより結果として支給されることを求めているものに過ぎないのであるから、処分の取消しと区別して別途主文として言い渡す必要までではないものとする。

#### (2) 処分理由の提示の程度について

ア 行政手続法は、不利益処分をする場合には、名宛人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨を規定している（行政手続法第 14 条第 1 項）。

行政処分における理由の提示の内容および程度については、法律に特段の定めはないものの、行政手続法第 14 条第 1 項に基づく理由の提示の内容および程度については、最高裁判所平成 23 年 6 月 7 日第三小法廷判決（民集 65 卷 4 号 2081 頁）によれば、「不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される」、「同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである」とされている。

また、同判決では、①いずれの処分を選択するかは処分行政庁の裁量に委ねられていること、②処分基準が公にされていること、③処分基準の内容が複雑なものであることを指摘し、さらに④重大な不利益処分であることについても言及した上で、「処分の原因となる事実と、・・・処分の根拠法条とが示されているのみで、本件処分基準の適用関係が全く示されておらず、その複雑な基準の下では、上告人 X 1 において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は相応に知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。このような本件の事情の下においては、行政手続法 14 条 1 項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならない、本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである。」と判示されている。

イ これを本件処分についてみると、本件処分の通知書における「2. 消滅の理由」の項目には、「所得上限額超過」と記載されているのみであり、処分の根拠法条等については示されていない。ただし、本件においては、「児童手当・特例給付 支給事由消滅通知書について」という資料が本件処分の通知書と併せて送付されており、当該資料には扶養親族等の数に応じた具体的な所得上限額等が記載されていることを踏まえると、処分を取り消すべき違法または不当であるとは認められない。

### 3 付言

(1) 本件通知書には処分の根拠法条が記載されていないが、処分の根拠法条は、前掲最

高裁判所平成 23 年 6 月 7 日第三小法廷判決ほか一連の最高裁判例によっても必ず理由の中に付さなければならないとされているところ、処分庁において今後は書式を変更するなどして必ず記載されたい。また、処分の相手方が処分の根拠となった自己の所得について了知することができるよう、所得の算出方法や具体的な所得額について記載することが望ましい。

- (2) 審査庁においては、処分の根拠法条等を記載する書式を作成し、市町に技術的助言を発することなどにより、理由の提示が今後十分に行われるよう働きかけることが望ましい。

#### 4 結論

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

### 第 8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和 5 年 3 月 8 日	・ 審査庁から諮問を受けた。
令和 5 年 12 月 8 日 (第 32 回審査会)	・ 審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和 6 年 2 月 8 日 (第 33 回審査会)	・ 審査庁から口頭説明を受けた。 ・ 答申の方向性について審議を行った。
令和 6 年 5 月 17 日 (第 34 回審査会)	・ 答申案について審議を行った

#### 滋賀県行政不服審査会第一部会

委員（部会長） 西 川 真美子

委員 田 中 良 弘

委員 大 谷 雅 代